

鳥取市屋外広告物条例の改正(案)について

平成 29 年 2 月
都市環境課 景観緑化係

◆ 鳥取市の屋外広告物制度の経過

- *平成 10 年度 県より屋外広告物の申請許可事務の権限移譲を受け、県条例に基づき申請許可等の事務手続きを始める。
- *平成 18 年 6 月 国の景観法の施行（平成 16 年）により、本市が景観行政団体となる。（景観計画、屋外広告物条例の制定が可能となる）
- *平成 20 年 3 月 鳥取市景観計画を策定、景観の届出を開始する。
- *平成 24 年 10 月 鳥取市屋外広告物条例 施行（業者登録 以外）
- *平成 30 年 4 月 中核市移行に合わせ屋外広告物条例改正予定

◆ 条例改正のポイント

1、中核市移行に伴う屋外広告業者登録制度の追加

- ・鳥取市域で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録が必要となる。（鳥取県登録を受けた者に対する特例を設ける。）
- ・登録業者に必要となる資格者講習会の実施について。

2、業者登録制度以外の改正

- ・今回の改正は平成 24 年度の市条例の策定後、近年の社会情勢の変化に対応し、鳥取市の現状に則した基準の見直しを行うもの。

◆ 条例改正に向けて

- ・平成 25 年 10 月 22 日 鳥取県広告美術業協同組合 東部支部会員との意見交換会開催 条例改正に向けての問題点等の聞取り
- ・平成 28 年 10 月 17 日 鳥取県と過去 9 回にわたり登録事務についての協議を行い、特例登録、講習会の実施について合意する。
- ・平成 29 年 1 月 市長報告他、内部協議完了
- ・平成 29 年 2 月 景観審議会において改正案説明
- ・平成 29 年 3 月（予定） 鳥取県屋外広告業登録業者 320 業者に対して条例改正説明会の実施

◆ 追加改正する条例の内容

1. 中核市移行に伴う屋外広告業者登録制度の追加

- ・現在は、県内で屋外広告業を営むためには、知事の登録を受けなければならない制度となっている。

(良好な景観形成と公衆に対する危害防止のため、登録にあたり資格要件を設け、必要に応じて指導助言及び勧告を行うことができる制度。)

現在、鳥取県への登録業者は約320業者 登録有効期間は5年

- ・中核市移行に伴い、本制度が鳥取県から事務移譲されることとなり、鳥取市域内で広告業を営む業者は、新たに市に対して登録が必要となるもの。

◇ 鳥取県の登録を受けた者に対する特例登録制度の適用

- ・中核市移行に伴い鳥取市に対しても登録が必要となるが、屋外広告業者は鳥取市域だけでなく、他の近隣市町村も含めて広い範囲で営業を行う業者がほとんどである。このことを踏まえ、市の登録事務の効率化、業者の手続的・経済的な負担の軽減のため、県に登録された業者については、市長に対して登録の代わりに届出で済む制度を設ける。

- ・鳥取市だけに単独登録することも可能。

◇ 屋外広告物講習会の実施

- ・屋外広告業の営業所の責任者にふさわしい、屋外広告物に関する知識を修得させるもの。

- ・業者登録時に必要な、業務主任者となる資格の1つ。

- ・毎年1回の開催。

2. その他の改正

(1) 屋外広告物の届出が必要な「許可地域」の拡大

【問題点】

現在市条例では屋外広告物の地域の規制で、①禁止地域（景観上、安全上から広告物の掲出が禁止）②許可地域（市街地：鳥取都市計画区域内の用途地域、主要道路の沿道等：高速自動車道、国道、主要県道、など無秩序な広告物の掲出を制限するため、屋外広告物の掲出に許可が必要な地域）③その他地域（禁止、許可地域以外で、屋外広告物の掲出が原則自由な地域）の3地域に分かれている。

別紙 ①-1.2 参照

その内「その他地域」の中には周辺の開発等により市街化が進み事業所、店舗等の建設が進んでいる地域があり、(具体的な地域として気高町新町周辺、福部町総合支所周辺、県道八坂停車場線バードスタジアム周辺他)が該当し許可不要な広告物が設置されており、年々増加の傾向にある。

別紙 ②-1~6 参照

この様な、その他地域については広告物条例の規制が及ばないため、・景観上（市内全域が景観計画区域に指定）広告物の乱立を規制する、・安全上（申請不要なため、安全点検が不要）破損、落下等による公衆に対する危害の防止から、許可地域として、広告物の規制が必要である。

【改正案】

現在の「許可地域」の範囲は、都市計画区域のうち都市計画法に規定する用途地域としているが、この範囲を見直し、都市計画区域内に拡大することにより、上記問題の解決並びに今後の市街化拡大に対応できるようにする。

*現状の許可地域

条例第5条第1項第1号 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域のうち市長が指定する区域

- ・平成24年鳥取市告示第414号 5項 市長が指定する区域は、鳥取都市計画区域のうち都市計画法に規定する用途地域に該当する区域とする。

*改正後の許可地域

市長の指定する区域を鳥取市内のすべての都市計画区域とする。

(鳥取都市計画区域、福部都市計画区域、気高都市計画区域、青谷都市計画区域、鹿野都市計画区域、八頭中央都市計画区域の6区域内)

別紙 ③参照

(2) 自家用・野立て広告物の後退規制の見直し。

自家用広告物とは、店舗や事務所などの建物や敷地内に、自己の店名や商品名などを表示する広告物。

自家用以外の広告物は、それ以外のもので、設置する土地や建物に直接関係しない広告物を表示するもの。

【問題点と現状】

許可道路（国道9号線、29号線、53号線 他）沿いに独立した広告塔など（野立て広告物）を設置する場合、用途地域が定められている地域や家屋連担地域でないと、自家用広告物であっても100m又は200m後退する必要があり、店舗、事業所に設置するには非現実的な規則となっている。

（対象事例 国道9号伏野、29号古海の調整区域のコンビニ、ガソリンスタンドなどがあり、現状は県内で運用を定め許可している。）

別紙 ④参照

【改正案】

自家用野立て広告物については後退規制を見直し（但し広告物間の相互間距離100mは適用）、自家用以外の広告物と区分する。

*ほとんどの自治体で自家用と自家用以外で区分している。

(3) 設置完了届の提出。

【問題点と現状】

現在屋外広告物の申請については、設置前の許可申請書の提出のみで、設置完了後、申請通りに設置されているかの状況確認ができない。

【改正案】

屋外広告物の設置後、設置完了届出書の提出を義務付ける。

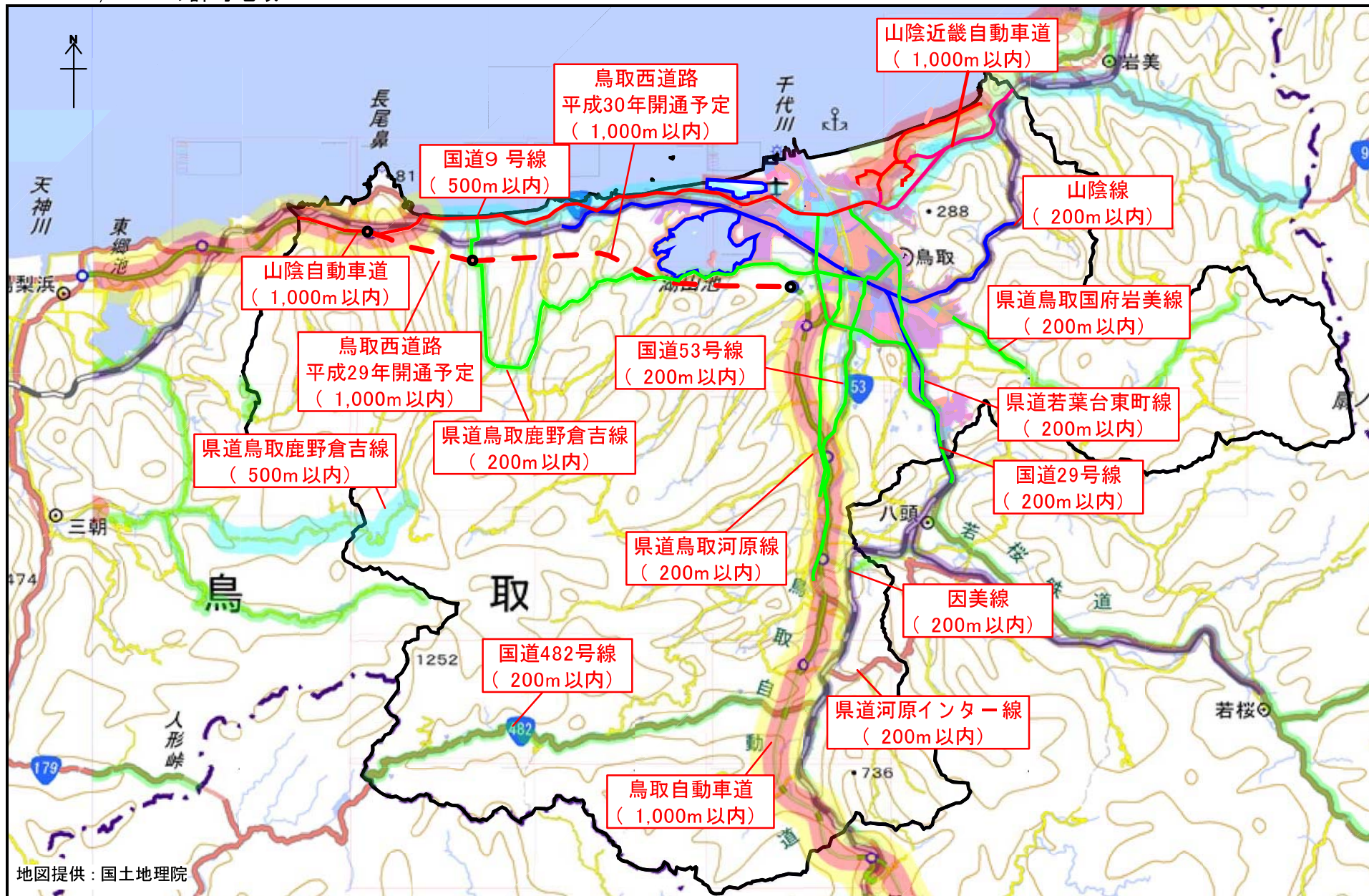
別紙 ⑤参照

* 米子市、松江市、の他 47中核市中 25市が義務付けている。

鳥取市屋外広告物条例の改正(案) 説明資料

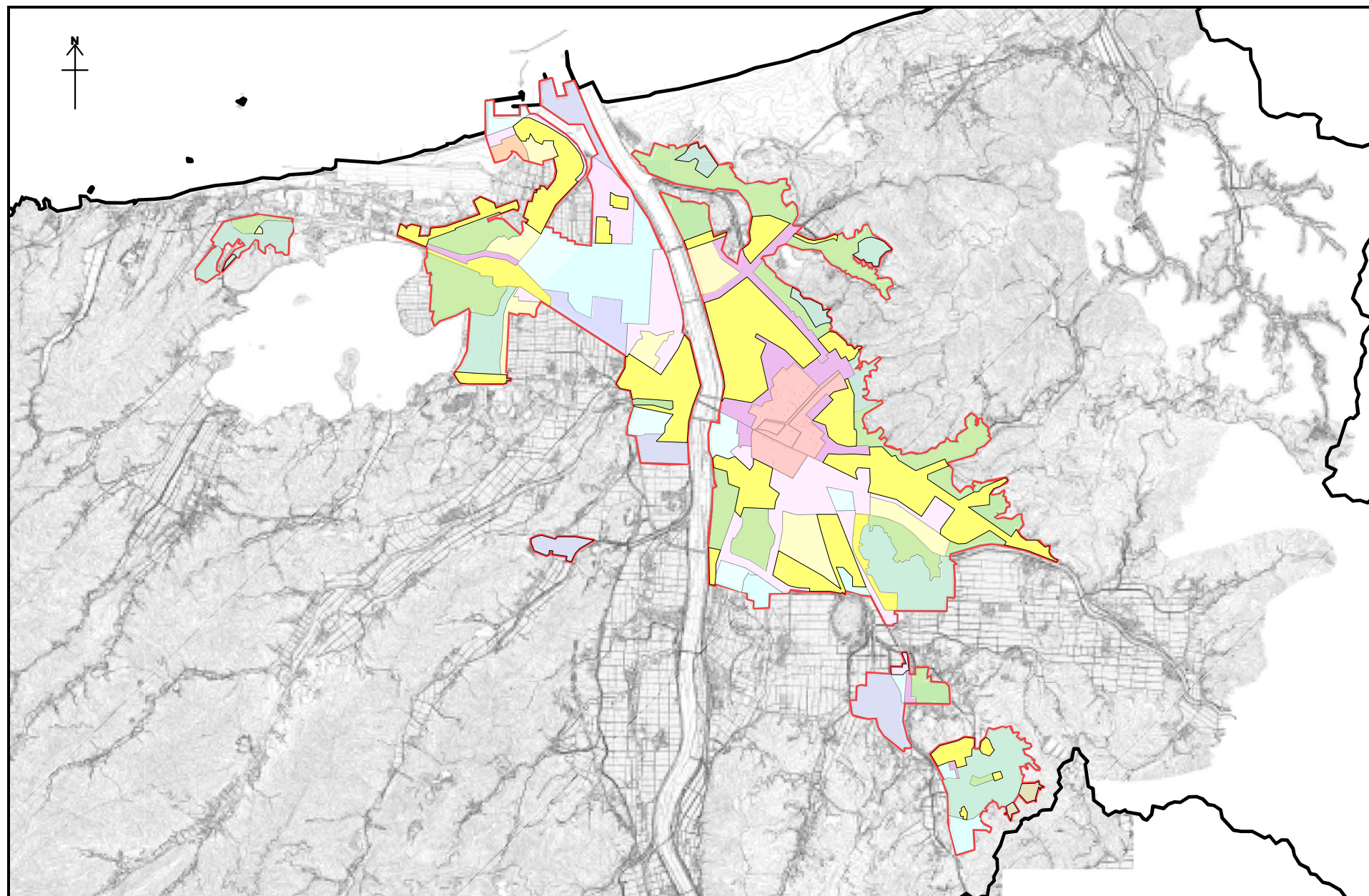
【資料2-②】

主要道路鉄道沿線
200~1,000mの許可地域



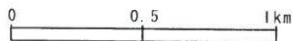
地図提供：国土地理院

10.0 km
1:200,000

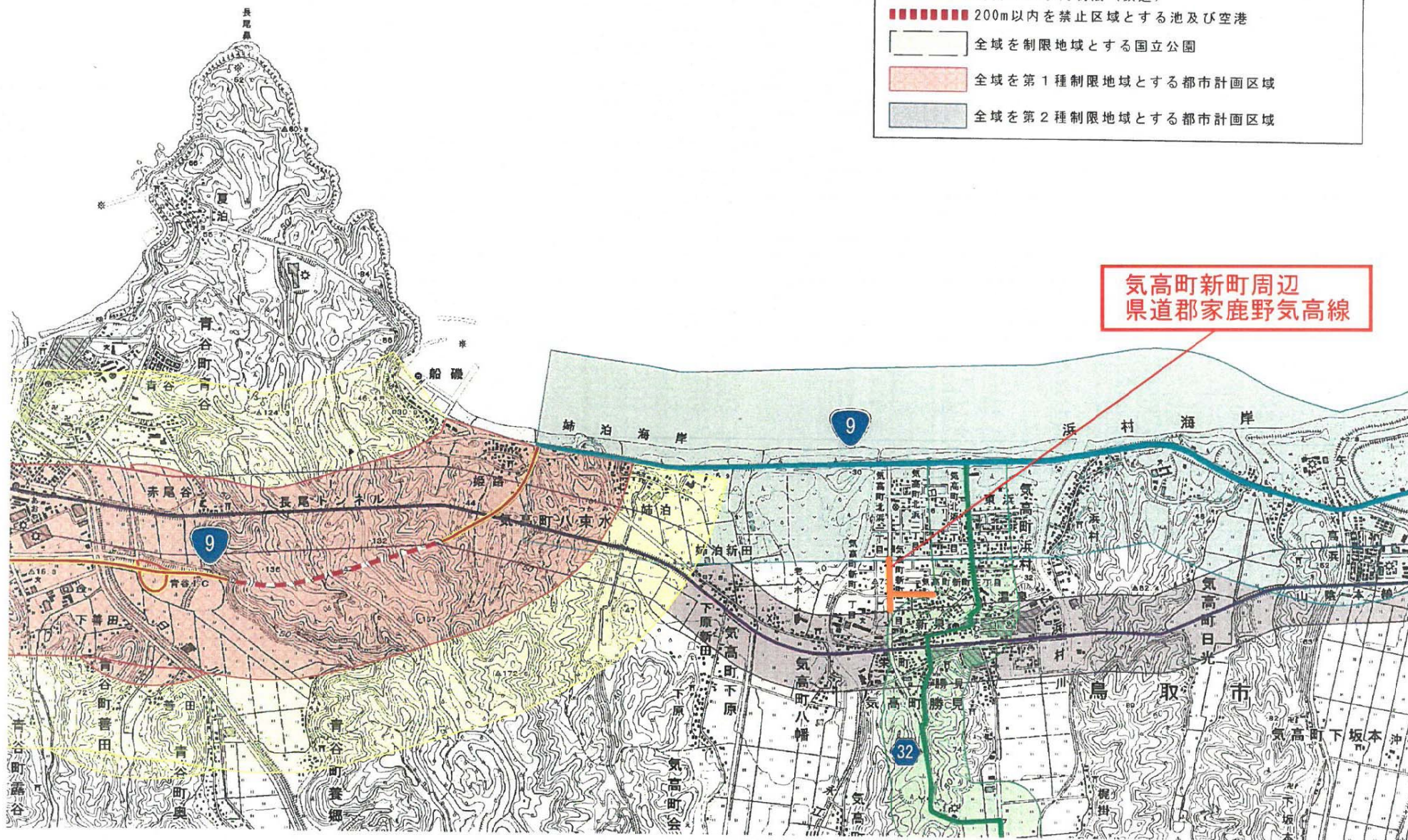


2.5 km
1:75,000

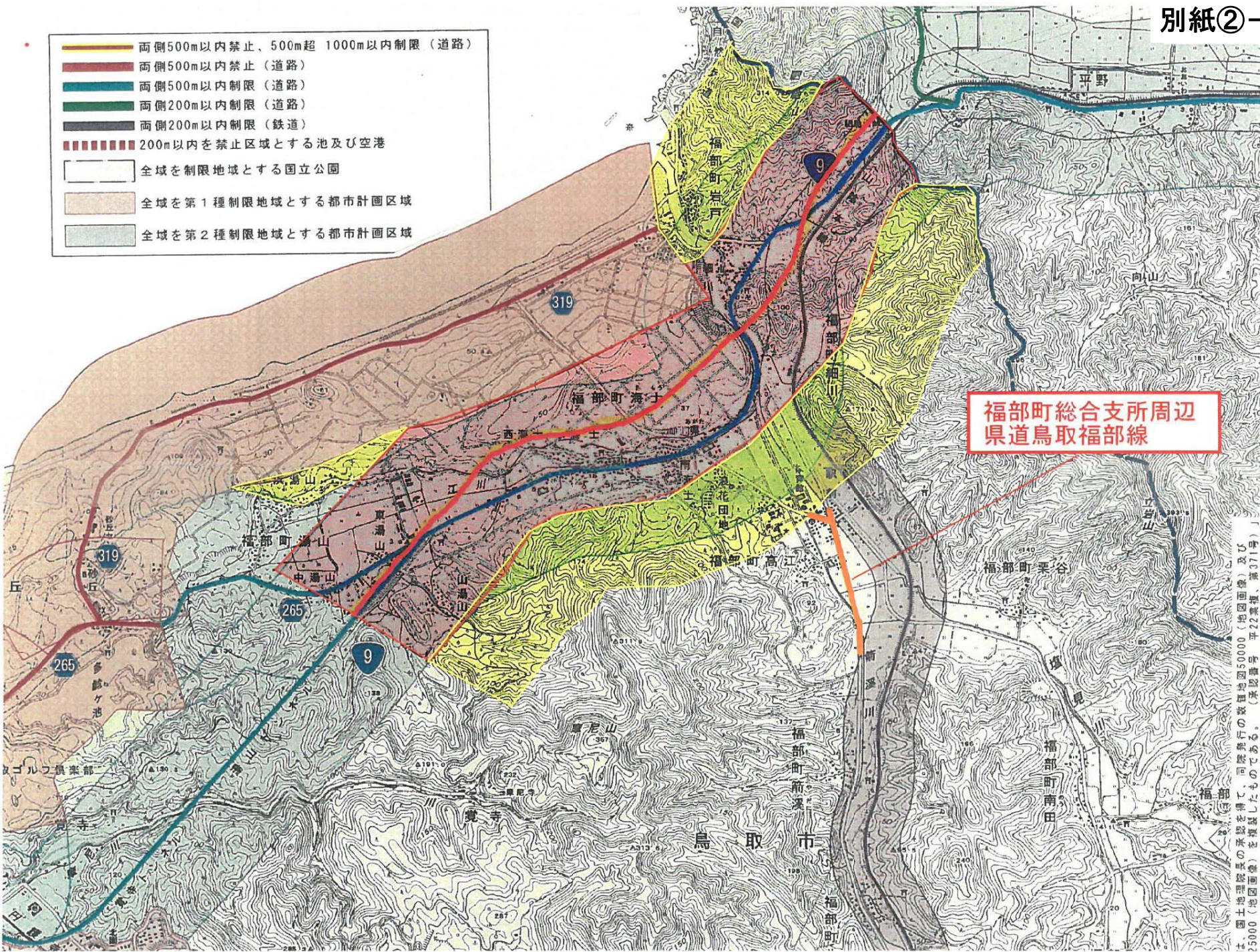
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平22業複、第371号）」



- 両側500m以内禁止、500m超 1000m以内制限（道路）
- 両側500m以内禁止（道路）
- 両側500m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（鉄道）
- 200m以内を禁止区域とする池及び空港
- 全域を制限地域とする国立公園
- 全域を第1種制限地域とする都市計画区域
- 全域を第2種制限地域とする都市計画区域

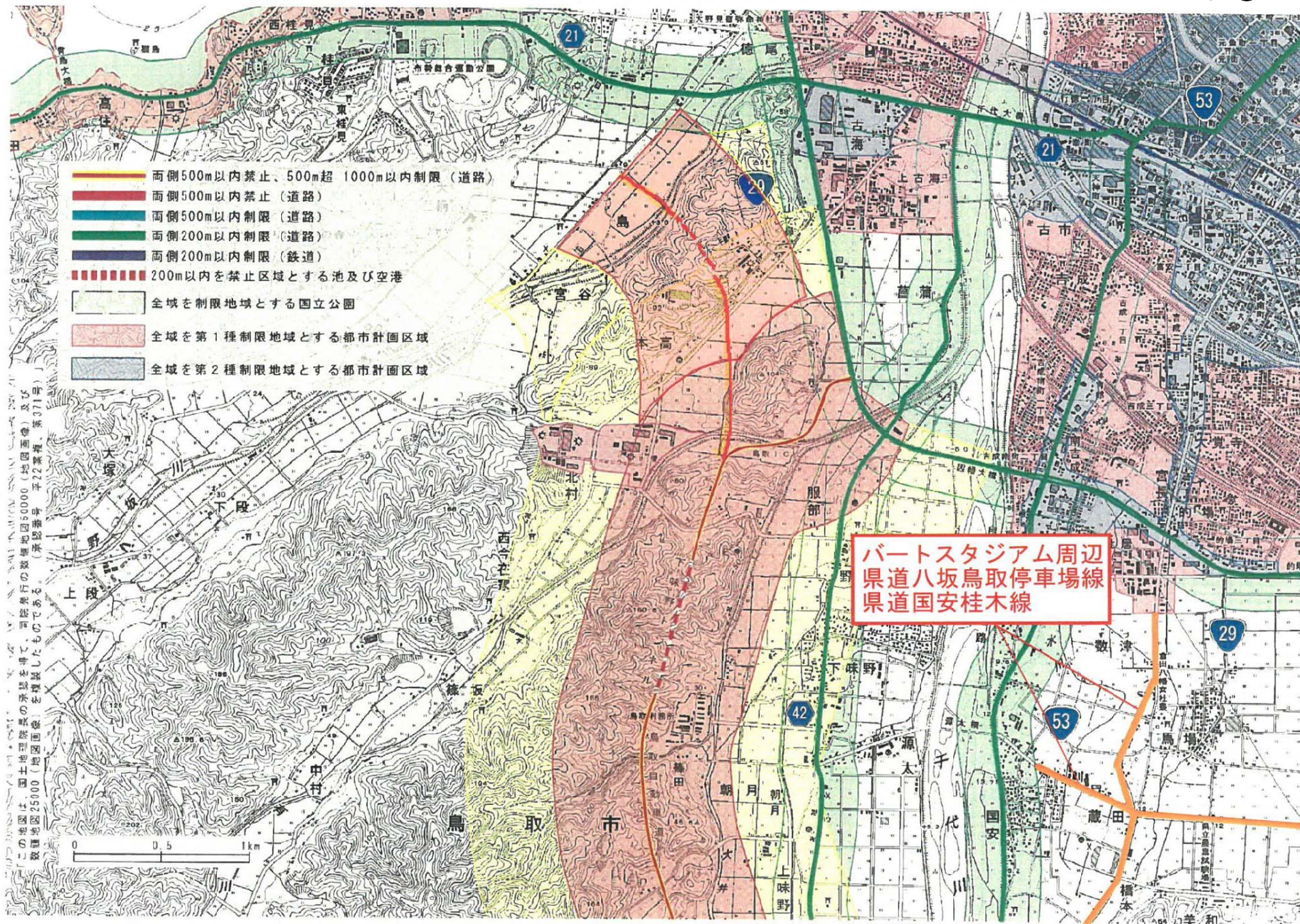


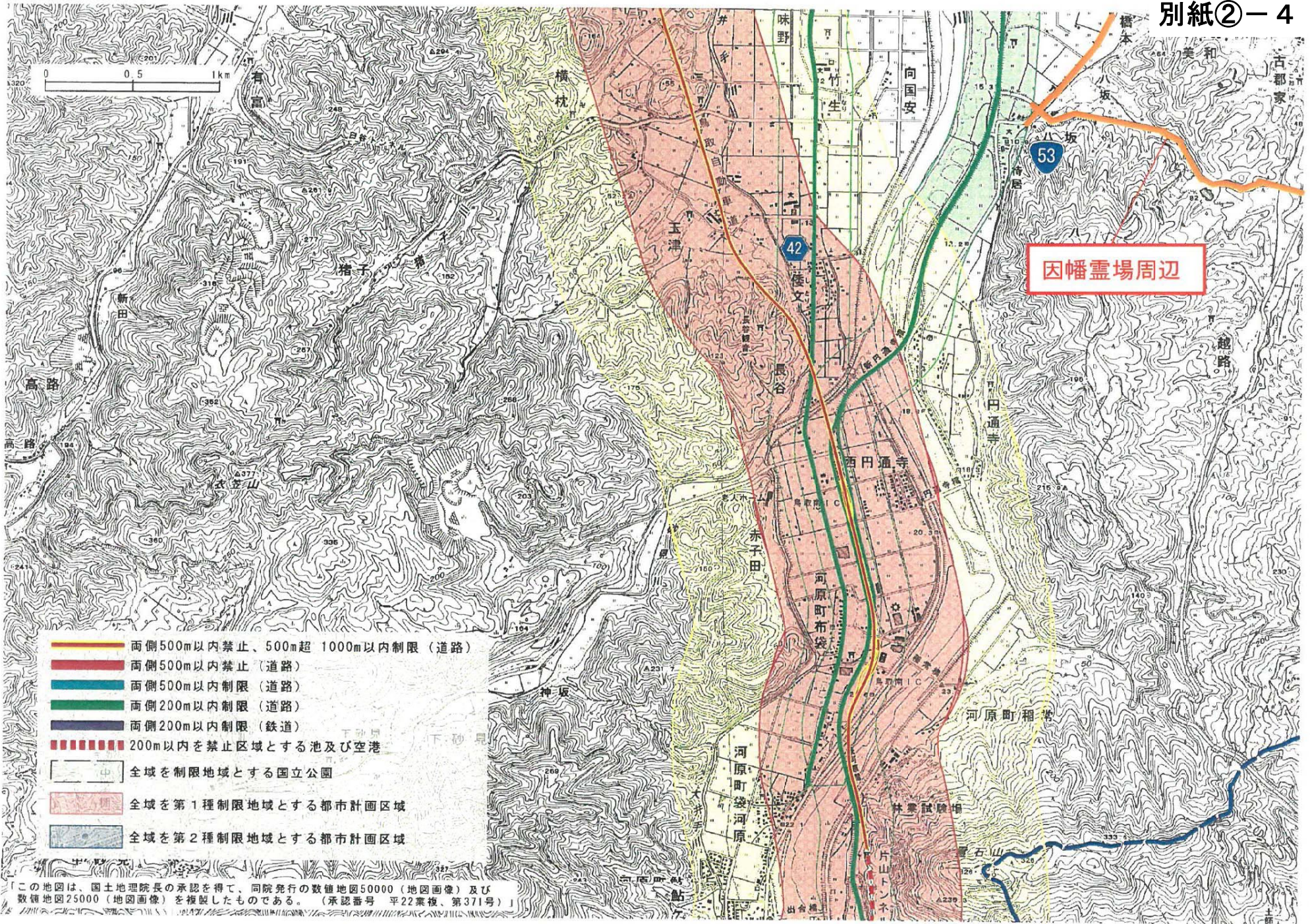
- 両側500m以内禁止、500m超 1000m以内制限（道路）
- 両側500m以内禁止（道路）
- 両側500m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（鉄道）
- 200m以内を禁止区域とする池及び空港
- 全域を制限地域とする国立公園
- 全域を第1種制限地域とする都市計画区域
- 全域を第2種制限地域とする都市計画区域












福部町総合支所周辺
県道鳥取福部線

本図は、国土院の地形図50000（地図面録）及び25000（地図面録）の承認を得て、同院発行の数値地形図50000（地図面録）及び25000（地図面録）を複製したものである。（承認番号 平22第2号、第371号）



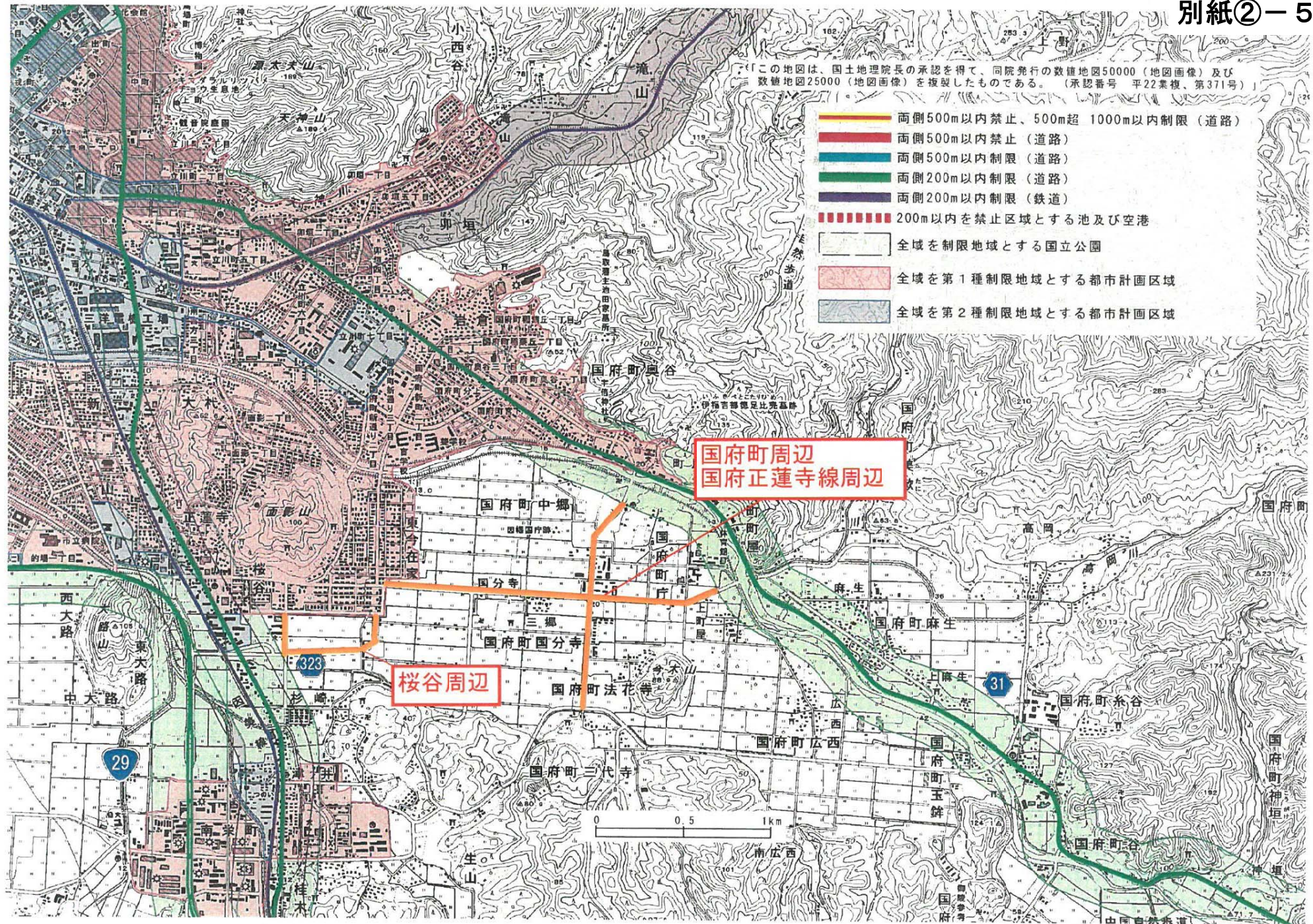
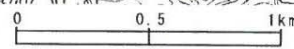


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平22集複、第371号）」

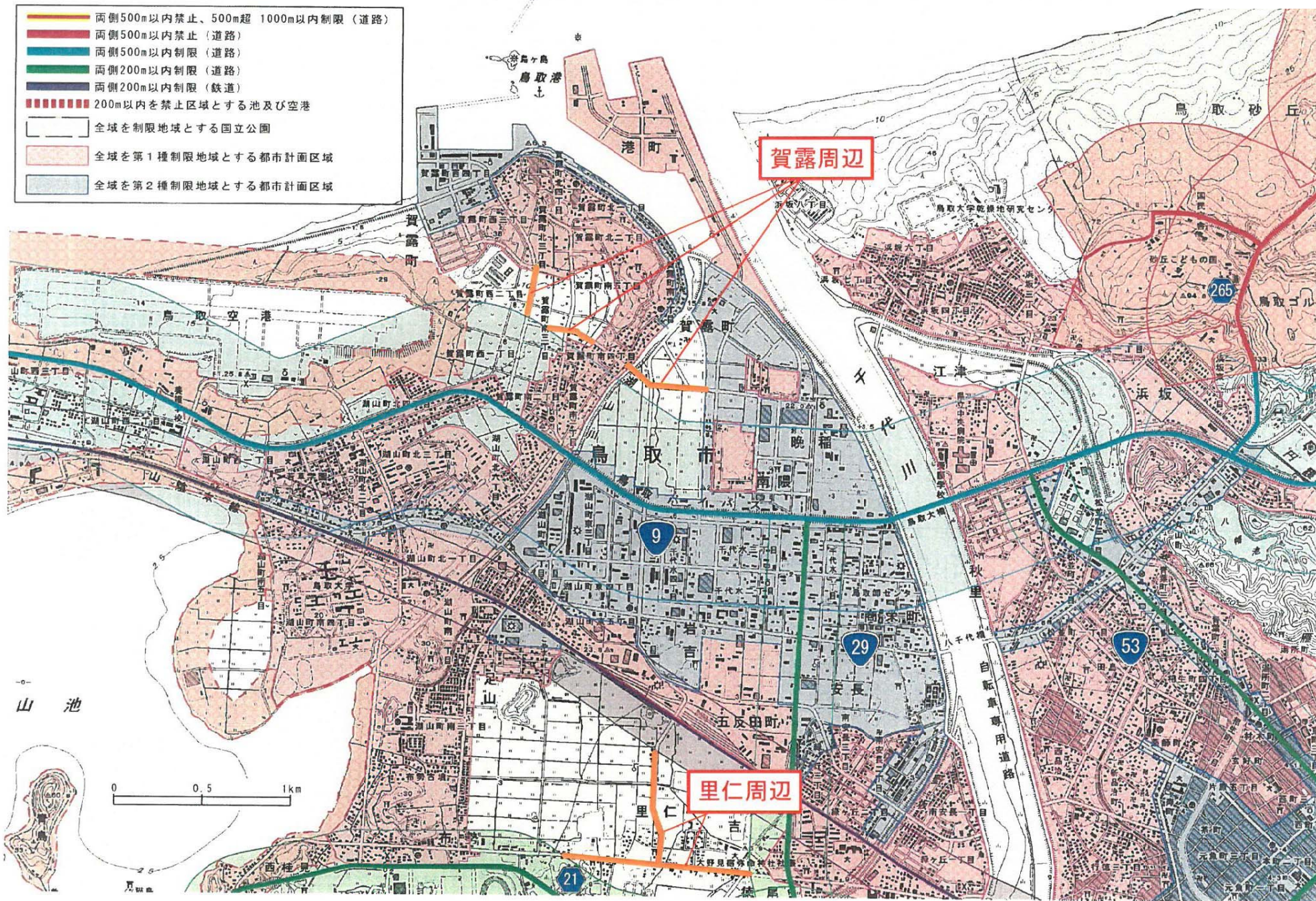
-  両側500m以内禁止、500m超 1000m以内制限（道路）
-  両側500m以内禁止（道路）
-  両側500m以内制限（道路）
-  両側200m以内制限（道路）
-  両側200m以内制限（鉄道）
-  200m以内を禁止区域とする池及び空港
-  全域を制限地域とする国立公園
-  全域を第1種制限地域とする都市計画区域
-  全域を第2種制限地域とする都市計画区域

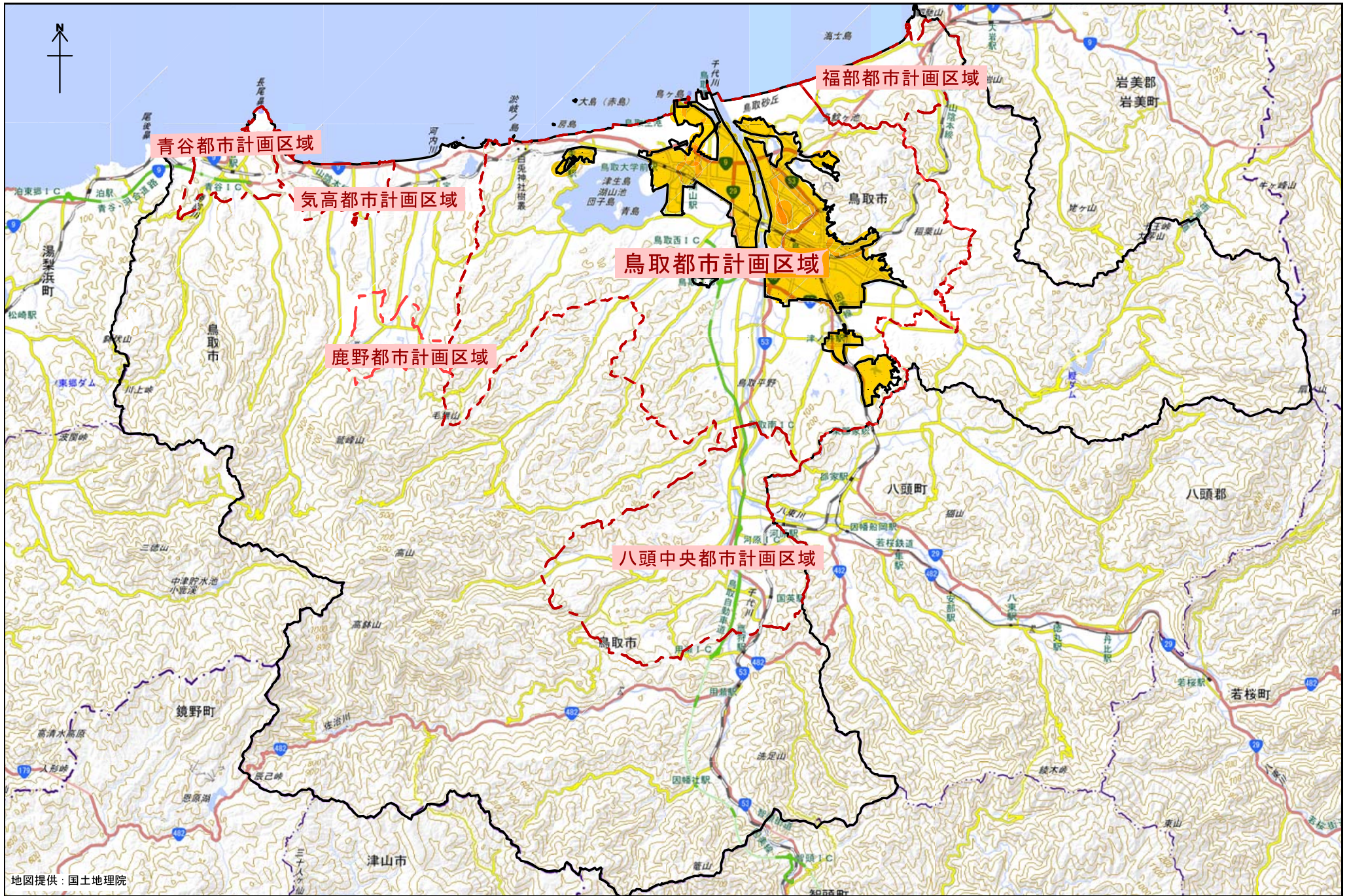
国府町周辺
国府正蓮寺線周辺

桜谷周辺

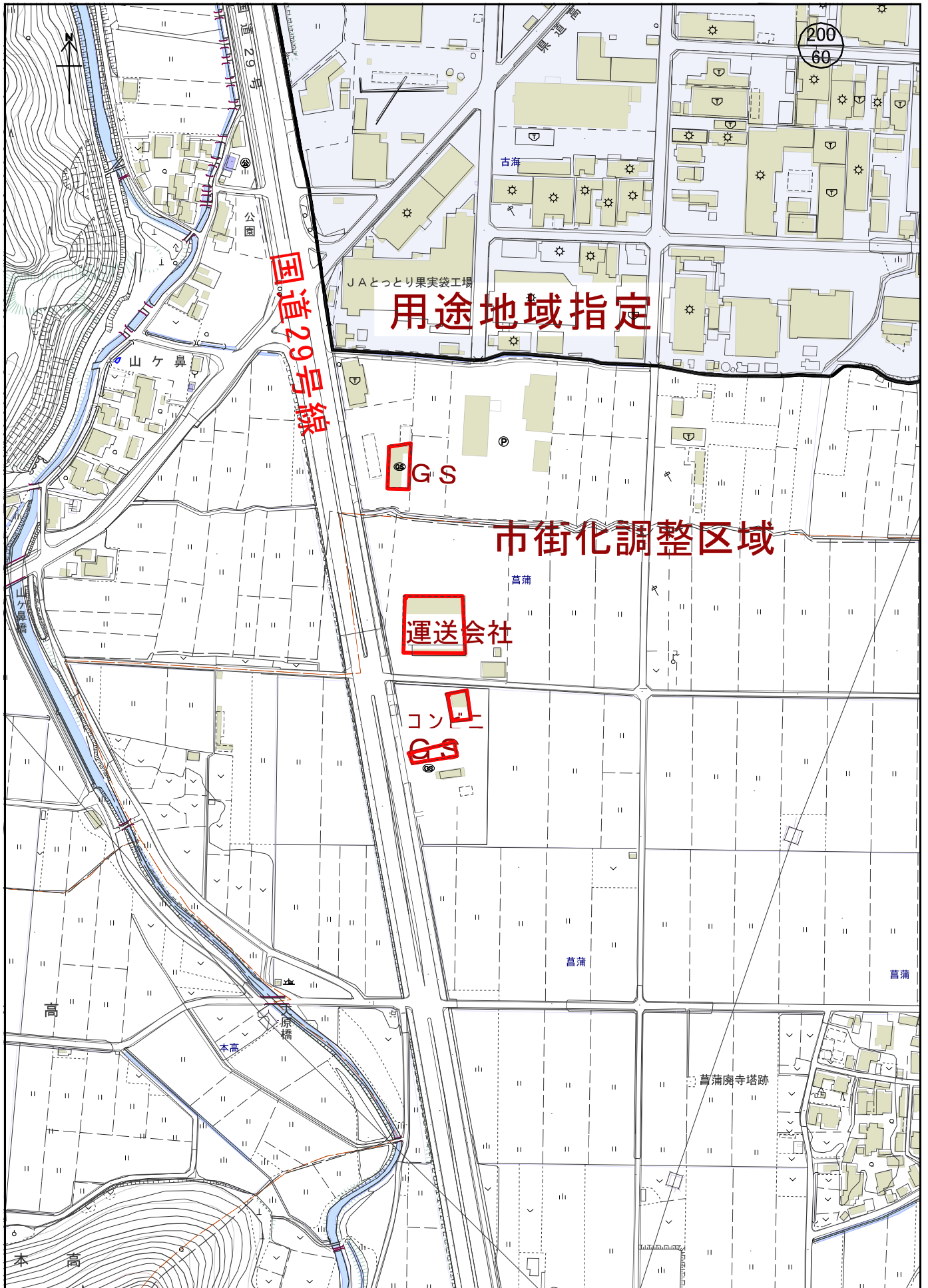


- 両側500m以内禁止、500m超 1000m以内制限（道路）
- 両側500m以内禁止（道路）
- 両側500m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（道路）
- 両側200m以内制限（鉄道）
- 200m以内を禁止区域とする池及び空港
- 全域を制限地域とする国立公園
- 全域を第1種制限地域とする都市計画区域
- 全域を第2種制限地域とする都市計画区域





地図提供：国土地理院



100 m
1:3,196

様式第27号(第9条の2関係)

屋外広告物設置完了届

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号 () -

(法人にあっては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名)

鳥取市屋外広告物条例第9条の2の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	指 令 第 号
設 置 者 等	(住所)		
	(氏名)		
広 告 物 又 は 掲 出 物 件 の 種 類 及 び 数 量	(種類)		
	(数量)		
表 示 (設 置) 場 所			
表 示 (設 置) 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
広 告 主	(住所)		
	(氏名)		
工 事 施 工 者	(住所) (氏名)		
	(屋外広告業登録、届出番号) 鳥取市屋外広告業 号		
備 考			
添付書類 広告物又は掲出物件の設置状況を撮影したカラー写真			

注 表示(設置)場所が多くあるときは、図示すること。